



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月3日火曜日 第1875号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則..... 759

告 示

地籍調査の成果の認証..... 759
 土地改良区役員の就退任の届出..... 760
 県営土地改良事業の工事の完了(2件)..... 760
 特定漁港漁場整備事業計画の変更の案の公告及び縦覧..... 760
 落札者等の告示..... 760
 水域施設等の建設の届出..... 760
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... 761
 土砂災害警戒区域の指定..... 762

基本測量の実施の通知..... 762
 開発行為に関する工事の完了..... 762

公 告

平成18年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表... 762
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 763

雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告..... 763

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第27号

愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月3日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県内水面漁業調整規則(昭和42年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止区域)</p> <p>第29条 次に掲げる区域内においては、水産動植物の採捕をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 広見川筋 ア～カ 省略 キ <u>宇和島市三間町土居垣内垣内井堰上流端から上流300メートルまでの間</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 岩松川筋 ア <u>宇和島市津島町高田</u> 拝高井堰上流端から上流相生橋上流端より上流190メートル(稲中堰跡下流端)までの間 イ <u>宇和島市津島町山財</u> 湯乃香橋上流端から上流柳川橋下流端までの間</p>	<p>(禁止区域)</p> <p>第29条 次に掲げる区域内においては、水産動植物の採捕をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 広見川筋 ア～カ 省略 キ <u>北宇和郡三間町大字垣内垣内井堰上流端から上流300メートルまでの間</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 岩松川筋 ア <u>北宇和郡津島町大字高田</u> 拝高井堰上流端から上流相生橋上流端より上流190メートル(稲中堰跡下流端)までの間 イ <u>北宇和郡津島町大字山財</u> 湯乃香橋上流端から上流柳川橋下流端までの間</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1191号

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第

19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年7月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
大洲市	長浜町沖浦の1、長浜町沖浦の2	平成17年度から平成18年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成19年 7月 3日

○愛媛県告示第1192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和海地区土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 良 征	宇和島市遊子1360番地
"	福 本 義 和	宇和島市下波914番地
"	磯 崎 浩	宇和島市下波5397番地
"	二 宮 初	宇和島市下波4442番地
"	増 田 芳 郎	宇和島市下波3868番地
"	石 川 秀 樹	宇和島市下波3734番地
"	山 口 栄 一 郎	宇和島市下波2512番地
"	浜 田 義 比 古	宇和島市下波2298番地
"	石 崎 豊	宇和島市下波1336番地
"	本 山 浩 二	宇和島市遊子5224番地
"	川 口 敏 之	宇和島市遊子4208番地
"	上 原 吉 豊	宇和島市遊子3897番地
"	堀 田 古 二 郎	宇和島市遊子3524番地
"	小 櫻 常 治	宇和島市遊子2888番地
"	村 中 八 寿 藤	宇和島市遊子2135番地
"	石 崎 九	宇和島市下波1351番地 2
"	吉 見 昭	宇和島市遊子4177番地
監 事	加 藤 定 二	宇和島市遊子4656番地

"	壽 崎 平 龜	宇和島市下波1226番地
---	---------	--------------

○愛媛県告示第1193号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	堀越地区	平成19年 5月30日

○愛媛県告示第1194号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	広見地区	平成18年12月10日
農業用排水施設整備事業	広見地区	平成19年 4月30日
ほ場整備事業	広見地区	平成19年 3月10日

○愛媛県告示第1195号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、本浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を宇和島地方局産業経済部水産課において告示の日から20日間公衆の縦覧に供する。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1196号

次のとおり落札者を決定した。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
一般県道岩城弓削線（生名橋）生名橋建設工事 一式	愛媛県土木部管理局土木管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成19年 6月21日	生名橋建設工事 三井住友・昭和・横河共同企業体 東京都新宿区西新宿七丁目5番25号	3,871,350,000円	一般競争入札	平成19年 4月 3日

○愛媛県告示第1197号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の3第1項の規定に基づき、次のとおり水域施設等の建設の届出があった。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社ハシゾウ

今治市吉海町本庄 332 番地

代表者 代表取締役 檜垣 幸人

- 2 水域施設等の所在する水域の範囲
今治市吉海町本庄 324 番地 6 地先海面
- 3 水域施設等の種類、規模及び構造

種 類	規 模 及 び 構 造
係留施設	延長 30メートル (既存岸壁108メートルと併せて使用) 鉄筋コンクリートスラブ構造

- 4 係留施設の係留能力
水深 - 6.1メートル
- 5 水域施設等の建設の工事の開始及び完了の予定期日
(1) 工事の開始予定期日 平成19年8月1日
(2) 工事の完了予定期日 平成19年12月31日
- 6 水域施設等の使用及び管理の計画
ジブクレーン軌条用栈橋及び新造船の艀装用係留施設として使用し、維持管理のため、届出者において監視・検査を行う。

○愛媛県告示第1198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成19年7月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
光明寺A (205-1-90(1))	新居浜市光明寺一丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	光明寺A (205-1-90(1))	新居浜市光明寺一丁目(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
七宝台A (205-1-93(1))	新居浜市七宝台町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	七宝台A (205-1-93(1))	新居浜市七宝台町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
七宝台B (205-1-94(1))	新居浜市七宝台町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	七宝台B (205-1-94(1))	新居浜市七宝台町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
七宝台C (205-1-95(1))	新居浜市七宝台町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	七宝台C (205-1-95(1))	新居浜市七宝台町(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木B (205-1-97(1))	新居浜市船木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木B (205-1-97(1))	新居浜市船木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木C (205-1-98(1))	新居浜市船木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木C (205-1-98(1))	新居浜市船木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
銀杏ノ木 (205-1-112(1))	新居浜市大生院(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	銀杏ノ木 (205-1-112(1))	新居浜市大生院(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

戸屋ノ鼻A (205-1-113(1))	新居浜市大生院(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	戸屋ノ鼻A (205-1-113(1))	新居浜市大生院(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
銀杏ノ木 (205-1-255(1))	新居浜市秋生(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	銀杏ノ木 (205-1-255(1))	新居浜市秋生(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木B (205-1-9(2))	新居浜市船木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木B (205-1-9(2))	新居浜市船木(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真谷川 (205-104-4)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	真谷川 (205-104-4)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
市場川 (205-104-5)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	市場川 (205-104-5)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
道面第2川 (205-104-6)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	道面第2川 (205-104-6)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
考々谷川 (205-104-8)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	考々谷川 (205-104-8)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
千田川 (205-104-9)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	千田川 (205-104-9)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小河谷川 (205-108-9)	新居浜市秋生(次の図のとおり)	土石流	小河谷川 (205-108-9)	新居浜市秋生(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
徳右衛門川右支川 (205-109-2)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	徳右衛門川右支川 (205-109-2)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
徳右衛門川 (205-1093-1)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	徳右衛門川 (205-1093-1)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
徳右衛門川 (205-1093-2)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	徳右衛門川 (205-1093-2)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
長谷川東川 (205-109-5)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	長谷川東川 (205-109-5)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
関ノ戸川 (205-201-8)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	関ノ戸川 (205-201-8)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
カズラ谷川 (205-202-4)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	カズラ谷川 (205-202-4)	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西大谷川右支川 (205-203-6)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	西大谷川右支川 (205-203-6)	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西条地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

長谷川 西川 (205 - 109 6)	新居浜 市大生 院(次 の図の とおり)	土石流
----------------------------------	----------------------------------	-----

○愛媛県告示第1199号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
障子川 (205 - 105 0)	新居浜 市船木 (次の 図のと おり)	土石流
黒宮谷 川 (205 - 109 1)	新居浜 市大生 院(次 の図の とおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西条地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1200号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)作業
- 2 作業期間 平成19年 7月 3日から
平成20年 2月 5日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第1201号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建(開)第17号 平成19年 6月21日	伊予市下吾川字柳123番 5	伊予市下吾川585番地 白 杵 道 明
19松局建(開)第18号 平成19年 6月21日	伊予市上野字玉井1717番 8	伊予市上吾川甲79番地 北 本 将 一 北 本 靖 恵

公 告

○公 告

平成18年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表について

社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長足立頼一郎から通知のあった平成18年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	709
加入戸数	843,001戸
共済委託契約金額	7,511,809,878,000円
火災共済掛金	1,008,826,395円
被災戸数	460戸

火災共済給付金	393,510,652円
特定給付金	15,350,690円
復興建築助成戸数	115戸
復興建築助成金	51,982,005円
住宅災害見舞戸数	2,789戸
住宅災害見舞金	41,973,000円
住宅防火施設整備補助会員数	107
住宅防火施設整備補助金	48,096,100円

2 収支計算

(1) 収 入

火災共済掛金収入	1,008,826,395円
建物管理の部収入	44,055,982円
その他の収入	2,834,643,512円
当期収入合計(A)	3,887,525,889円
前期繰越収支差額	53,798,324円
収入合計(B)	3,941,324,213円

(2) 支 出

事業費	692,350,264円
管理費	153,486,282円
建物管理費	25,894,669円
特定資産等取得支出	2,466,757,940円

当期支出合計 (C)	3,338,489,155円
当期収支差額 (A) - (C)	549,036,734円
次期繰越収支差額 (B) - (C)	602,835,058円

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 7月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 6月15日	特定非営利活動法人 愛媛県ディスコン協会	帽 子 敏 信	松山市北井門町五丁目21番11号	この法人は、地域の高齢者及び青少年に対して、「生涯スポーツ」に関する事業を行い、高齢者には交流と健康・生きがいつくり、青少年には健全育成と地域の人達の親睦を図り地域活性化に寄与することを目的とする。

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組法定款第5条の規定に基づき、平成18年度決算の要旨を公告する。

平成19年 7月 3日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 玉 水 寿 清

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
収 入	負担金	3,937,966 333,821	13,789,558	168,166	216,552				
	掛金	3,823,069 350,547	7,526,875		216,503				
	施設収入・商品売上					118,593			
	受取手数料							22,892	
	基礎年金交付金		1,644,559						
	利息及び配当金	296 32	1,718,286	306	344	137	1,187,219	1,500	
	組合員貸付金利息							330,260	
	その他収入	609,055	1,007	25	7,133	37,963	3	14,434	52,492
	他経理から繰入金			65,138		32,100			
	前年度繰越支払準備金	738,133							
	前年度繰越長期給付積立金		93,663,578						
	計	9,108,519 684,400	118,343,863	233,635	440,532	188,793	1,187,222	346,194	75,384
	支 出	給付	4,501,288	20,251,906					
役員員給与				152,450	39,571	76,573	32,102	11,703	4,149
厚生費				92	321,971	66	29	3	10
旅費・事務費				11,224	5,397	1,253	2,632	2,522	628
商品仕入						2,645			
飲食材料費									
委託費				11,106	743	6,285	850	88	119
支払利息							846,490	283,672	12,660
連合会払込金		143,616						31,662	
老人保健拠出金		1,749,021							
退職者給付拠出金		1,314,466							
介護納付金		687,034							
基礎年金拠出金負担金			5,513,146						
他経理へ繰入金	25,026	40,112		32,100					
その他支出	333,723 754		61,395	36,159	92,323	15,524	17,252	59,394	

次年度繰越支払準備金	716,855	112								
次年度繰越長期給付積立金		92,538,587								
計	8,783,995 687,788	118,343,863	236,267	435,941	179,145	897,627	346,902	76,960	1,176,488	
差引当期利益金又は当期損失金()	324,524 3,388		2,632	4,591	9,648	289,595	708	1,576	0	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	924,617	21,174,753	388,350	391,395	169,641	23,967,875	254,161	935,023	242
	固定資産		71,363,946	832	115	594,117	35,739,854	14,287,962		
	繰延資産									
資 産 合 計		924,617	92,538,699	389,182	391,510	763,758	59,707,729	14,542,123	935,023	242
負 債	流動負債	34,081		769	8,821	8,386	57,210,567	4	66,723	242
	固定負債	716,855	112	258,348	62,229	145,699	65,657	14,138,345	702,517	
	負債合計	750,936	112	259,117	71,050	154,085	57,276,224	14,138,349	769,240	242
資 本	資本剰余金			503		545,654				
	長期給付積立金		92,538,587							
	利益剰余金又は欠損金()	167,478 6,203		129,562	320,460	64,019	2,431,505	403,774	165,783	
	資本合計	173,681	92,538,587	130,065	320,460	609,673	2,431,505	403,774	165,783	
負 債 ・ 資 本 合 計		924,617	92,538,699	389,182	391,510	763,758	59,707,729	14,542,123	935,023	242

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護